

本年度社労士試験合格者体験記

①

本誌11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK。

■ 問合せ先：当協会総合受付 ■

社会保険労務士試験受験対策総合講座 **受講生募集中!!**

☎052-961-1666

本誌R5年11月号に続き5人目の 合格者喜びの声

今回4回目の挑戦で合格することができました。

ホームページの合格発表で自分の受験番号を見つけたときは、まだ半信半疑でした。

心の底から喜べたのは合格証書を手にしたときです。

合格証書は今一番の宝物。

先生方には感謝の気持ちでいっぱいです。

加藤君代さん
(60歳代)
会社員

手に職をつけて働きたいと思い社労士を目指しました。
全体を通して問題を解くよりとにかく教科書を



社会に貢献できる
社労士に

稲垣貴恵さん

読むことを徹底し、最終的にはどこに何が書いてあるか分かるようになりました。

やっつて良かったことは、8月の直前講座で頂いた、全科目を凝縮した3冊のスライドテキストにこれまで学んだ事全てを書き込んだことです。

関係資料・模擬試験・

横断テキスト・白書を再確認し、最後まで苦手だった箇所の記入をすることが知識の整理に繋がりました。

これからはまた新たなスタートですので、社会に貢献できる社労士になれるよう今後も勉強を継続します。

ここまで支えてくれた協会の先生方と家族に深く感謝しています。

これからもよろしくお願ひ致します。

(30歳代・主婦)

労働○×クイズ

108

答えと解説

答え

×

解説

二戸建て住居の場合は、自宅の門(敷地)が境界となり、たとえ玄関先の石段で転倒し負傷したとしても、敷地内での災害は通勤災害とは認められません。(昭和49年7月15日基収2110号)

なお、マンション・アパートの場合は、自宅のドアを出たところから通勤といえ、階段・共用部分での怪我は通勤災害として労災の対象になります。

(令和4年社会保険労務士試験出題参照)



チャレンジ 国家資格! 企業在職者向け
全土日曜日13日間 集中講座

社会保険労務士試験
受験対策総合講座



社労士受験何でも相談室(相談無料)

☎052-938-7567